

1. 政策レビューについて

国の政策評価の体系における政策レビューの位置づけ

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年6月公布、平成15年4月最終改正）

- 行政機関は、その所掌に係る政策について、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映
- 政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本指針を定める
- 行政機関の長は、基本指針に基づき、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画を定める



政策評価に関する基本指針（平成13年12月閣議決定、平成17年12月改定、平成22年5月一部変更）

- 行政機関の長が定める基本計画の指針となるべき事項を定め、政府の政策評価活動において基本とすべき方針を明示



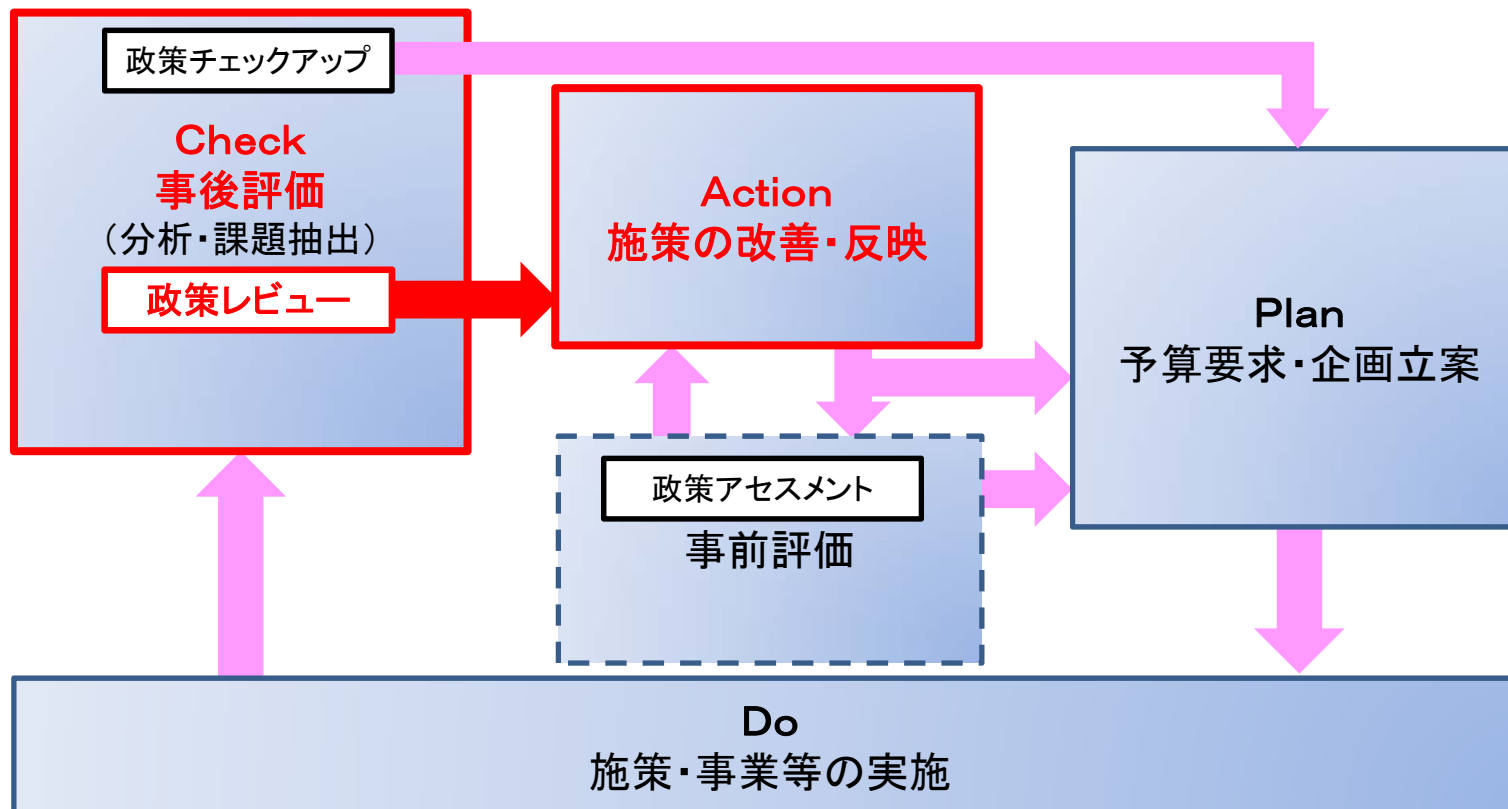
国土交通省政策評価基本計画（平成14年3月策定、平成22年7月最終変更）

- 国土交通省が実施する政策評価について、その評価の観点、政策効果の把握、事前評価の実施等、評価の実施に関する基本的な事項を明示
- 政策評価の基本的な方式として、「政策アセスメント（事業評価方式）」、「政策チェックアップ（実績評価方式）」、「政策レビュー（総合評価方式）」を位置づけ

政策レビューの概要

- 政策レビューでは、既存の施策について、国民の関心の高いテーマ等を選定し、総合的に掘り下げて分析・評価を実施
- 選定した既存の施策が、目的に照らして所期の効果をあげているかどうかを検証するとともに、結果と施策等の因果関係等について詳しく分析し、課題と改善方法等を抽出
- 評価を実施し、関連する政策の企画立案や改善につなげる

国土交通省が実施する政策評価と政策レビューの位置付け



委員会の位置づけ

国土交通大臣による評価書の決定、公表

評価書(案)の提出

国土交通省全体の 政策レビューに関する会議等

国土交通省政策評価会

- 〔目的〕
国土交通省における政策評価制度、評価方法等や、政策レビューの取組について、学識経験者等から意見、助言等を頂く
- 〔構成員〕
学識経験者等

政策レビューに関する検討会

- 〔目的〕
政策レビューのテーマの検討、各テーマの具体的な評価方針及び手順、評価書について、大臣政務官等より意見、助言等を頂く
- 〔構成員〕
大臣政務官（座長）、局長等

個別の政策レビューの テーマに関する会議等

土砂災害防止法に関する 政策レビュー委員会 （第三者委員会）

- 〔目的〕
当該する政策レビューのテーマに精通している学識経験者等より評価を行う
- 〔構成員〕
学識経験者等

意見、助言等
を反映

土砂災害防止法の政策レビューの実施にかかるスケジュール(案)

平成23年度のスケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国土交通省全体	政策評価会			政策レビューに関する検討会		評価委員の個別指導		政策評価会	報告書案の提出		政策レビューに関する検討会	レビュー評価書の大臣決定
土砂災害防止法に関する政策レビュー委員会(3回を想定)					第1回(実施方針)の検討		第2回(調査結果)等の報告		第3回(とりまとめ)案検討		第4回(提言)	
土砂災害防止法の政策評価の評価書等とりまとめ					都道府県への調査開始	都道府県への調査結果とりまとめ	都道府県への調査結果分析	評価書骨子作成	評価書案作成			評価書とりまとめ

※必要に応じ実施

土砂災害防止法の政策レビューの取り組み方針

テーマ名	土砂災害防止法
評価の目的、必要性	<p>土砂災害防止法[※]は、都市化の進行により山裾間際まで新興住宅地が拡大していた地域において、平成11年に発生した土砂災害を契機に、土砂災害のおそれのある土地の区域における警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等を行うことにより、土砂災害から国民の生命及び身体を保護することを目的に制定され、平成13年4月から施行された。法の施行から10年が経過したことを踏まえ、土砂災害の防止を図る施策の実施状況や効果について評価を行うことにより、施策の実施に係る課題及びその対応策について検討を行い、今後の施策の方向性に反映させることを目的とする。</p> <p>※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</p>
対象政策	土砂災害防止法に基づく基礎調査、土砂災害警戒区域等の指定及び土砂災害警戒区域等において実施される警戒避難体制の整備や一定の開発行為（以下、「特定開発行為」という。）の制限等の土砂災害防止対策を対象とする。
評価の視点	<p>土砂災害警戒区域等の指定状況及び法に基づき行われる土砂災害防止対策の実施状況について、以下の視点により評価を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基礎調査は適切に行われているか ②土砂災害警戒区域の指定及び指定が行われた区域の周知は適切に行われているか ③土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備についての市町村地域防災計画への反映は適切に行われているか ④土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限は効果をあげているか ⑤土砂災害特別警戒区域からの安全な土地への移転支援は効果をあげているか
評価手法	<p>土砂災害防止法の実施主体である都道府県等を対象に、以下についてデータを収集・分析し、評価を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基礎調査の実施状況 ②土砂災害警戒区域の指定の状況及び指定が行われた区域の周知の状況 ③土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備についての市町村地域防災計画への反映状況 ④土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限についての実績 ⑤土砂災害特別警戒区域からの安全な土地への移転についての実績
検討状況	平成22年度に都道府県を対象として、土砂災害警戒区域等の指定状況等の土砂災害防止対策の一部について取り組み状況を調査している。
第三者の知見の活用	・有識者等を交えた検討会を計3回程度開催し、意見を聴取する予定（検討会の委員構成等については検討中）。